

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年12月28日

【発行者名】 ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド
(Janus Capital Trust Manager Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役
オーガスタス・チェー(Augustus Cheh)
カール・オサリバン(Carl O'Sullivan)
ピーター・サンディーズ(Peter Sandys)
ハンス・ヴォーゲル(Hans Vogel)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1
(1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 矢 上 浄 子
同 小田原 啓 太

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ジャナス・セレクション (Janus Selection)

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】
受益証券総額 3 兆円を限度とします。
それぞれのサブファンドごとの最大発行価額は以下のとおりです。

最大発行価額

・ ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

(愛称：「足下しっかり型」)

クラス A (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス A (円) 受益証券 3,000億円

クラス B (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス B (円) 受益証券 3,000億円

・ ジャナス・ハイイールド・ファンド

(愛称：「収穫型」)

クラス A (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス A (円) 受益証券 3,000億円

クラス B (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス B (円) 受益証券 3,000億円

クラス A (米ドル) 受益証券 (毎月分配型) 30億米ドル(約2,345億円)

クラス A (円) 受益証券 (毎月分配型) 3,000億円

・ ジャナス・バランス・ファンド

(愛称：「全天候型」)

クラス A (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス A (円) 受益証券 3,000億円

クラス B (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス B (円) 受益証券 3,000億円

・ ジャナス・ストラテジック・パリュウ・ファンド

(愛称：「みにくいアヒルの子型」)

クラス A (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス A (円) 受益証券 3,000億円

クラス B (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス B (円) 受益証券 3,000億円

・ ジャナス・トゥエンティ・ファンド

(愛称：「ノアの箱舟 厳選型」)

クラス A (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス A (円) 受益証券 3,000億円

クラス B (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,345億円)

クラス B (円) 受益証券 3,000億円

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

(愛称：「大地の実り型」)

クラス A (米ドル) 受益証券 (四半期分配型) 30億米ドル(約2,345億円)

クラス A (円) 受益証券 (四半期分配型) 3,000億円

クラス B (米ドル) 受益証券 (四半期分配型) 30億米ドル(約2,345億円)

クラス B (円) 受益証券 (四半期分配型) 3,000億円

(注) 本書中における各種通貨の円貨換算は、別段の記載のあるものを除き、2012年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=78.17円)によります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年6月29日付けで提出した有価証券届出書（平成24年9月28日付けにて有価証券届出書の訂正届出書提出済み）につき、記載事項の訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものである。

【訂正事項】

第一部 証券情報

- （５）申込手数料
- （８）申込取扱場所
- （10）払込取扱場所
- （12）その他

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

- １ ファンドの性格
- （3）ファンドの仕組み
- 4 手数料等及び税金
- （2）買戻し手数料
- （5）課税上の取扱い

第２ 管理及び運営

- １ 申込（販売）手続等
- ２ 買戻し手続等

第三部 特別情報

第２ その他の関係法人の概況

- １ 名称、資本の額及び事業の内容

別紙 3

【訂正箇所】

訂正箇所は下線をもって示しております。

第一部 【証券情報】

（５）【申込手数料】

<訂正前>

（前略）

（２）クラスＢ受益証券

クラスＢ受益証券は購入時に申込手数料がかからず、受益証券１口当たりの純資産価格で募集されますが、購入後４年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後５年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。なお、現在、日本においてクラスＢ受益証券の新規申込みは取り扱っておりません。

（中略）

（注８）販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラスＢ受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。

（注９）販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、これに伴って買戻されたクラスＢ受益証券の買戻金額をもって相続人が当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券を申込み場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、「第二部、第２、１ 申込(販売)手続等、(２) 日本における申込(販売)手続等」を参照してください。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（２）クラスＢ受益証券

クラスＢ受益証券は購入時に申込手数料がかからず、受益証券１口当たりの純資産価格で募集されますが、購入後４年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後５年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。なお、現在、日本においてクラスＢ受益証券の新規申込みは取り扱っておりません。

（中略）

（注８）販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラスＢ受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。

（注９）販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、相続人の請求に基づきクラスＢ受益証券が買い戻された場合に、買戻されたクラスＢ受益証券の買戻金額をもって相続人が当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券を申込み場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、「第二部、第２、１ 申込(販売)手続等、(２) 日本における申込(販売)手続等」を参照してください。

（後略）

(8) 【申込取扱場所】

<訂正前>

(1) 販売会社

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(本書において、「販売会社」又は「S M B C 日興証券」といいます。)

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(本書において、「販売会社」又は「SBI証券」といいます。)

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・ 東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号

コーポレーション・リミテッド HSBCビルディング

(本書において、「販売会社」又は「HSBCリミテッド」といいます。)

株式会社新生銀行 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

日本橋室町野村ビル

(本書において、「販売会社」又は「新生銀行」といいます。)

スタンダードチャータードバンク東京支店 東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号

(本書において、「販売会社」又は「スタンダードチャータード銀行」といいます。)

(2) 販売取扱会社

シティバンク銀行株式会社 東京都品川区東品川二丁目 3 番14号

(本書において、「販売取扱会社」又は「シティバンク銀行」といいます。)

(注1) 本書において「販売会社」というときは、特段の説明がない限り、S M B C 日興証券、SBI証券、HSBCリミテッド、新生銀行及びスタンダードチャータード銀行を指すものとします。

(注2) 販売会社又は販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合又は受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。詳細は、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

(注3) 販売取扱会社の本店、支店及び出張所の一部においては、取扱い自体を行わない場合や、申込みの方法が異なる場合があります。詳細は、販売取扱会社の本店、各支店又は出張所にお問い合わせください。

(注4) インターネット取引による申込みのお取扱いについては、販売会社又は販売取扱会社によって異なります。下記「12 その他」をご参照ください。詳細は、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

<訂正後>

申込取扱場所（販売会社および販売取扱会社）については、下記をご参照ください。

ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド

ホームページ <http://www.janusinternational.com/japan>

（注１）ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、日本国内での受益証券の販売・買戻しは行っておりません。

（注２）販売会社又は販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合又は受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。詳細は、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

（注３）販売取扱会社の本店、支店及び出張所の一部においては、取扱い自体を行わない場合や、申込みの方法が異なる場合があります。詳細は、販売取扱会社の本店、各支店又は出張所にお問い合わせください。

（注４）インターネット取引による申込みのお取扱いについては、販売会社又は販売取扱会社によって異なります。下記「12 その他」をご参照ください。詳細は、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

(10) 【払込取扱場所】

<訂正前>

<u>S M B C 日興証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号</u>
<u>シティバンク銀行株式会社</u>	<u>東京都品川区東品川二丁目 3 番14号</u>
<u>株式会社SBI証券</u>	<u>東京都港区六本木一丁目6番1号</u>
<u>ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ</u>	<u>東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号</u>
<u>・バンキング・コーポレーション</u>	<u>HSBCビルディング</u>
<u>・リミテッド</u>	
<u>株式会社新生銀行</u>	<u>東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号</u>
	<u>日本橋室町野村ビル</u>
<u>スタンダードチャータードバンク東京支店</u>	<u>東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号</u>

(注) 払込取扱場所においては、取扱い自体を行わない場合があります。詳細は、払込取扱場所にお問い合わせください。

<訂正後>

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(注) 払込取扱場所においては、取扱い自体を行わない場合があります。詳細は、払込取扱場所にお問い合わせください。

(12) 【その他】

< 訂正前 >

(1) 申込証拠金はありません。

(2) 引受等の概要

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(管理会社)は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド（総販売会社）との間に、ファンド受益証券の販売及び買戻しに関する2001年7月31日付契約を締結しています。販売会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間に、日本におけるファンド受益証券の販売及び買戻しに関する契約を締結し、各クラス受益証券の募集を行います。

販売会社は、販売会社又は販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド受益証券申込み及び買戻請求(信託証書上の制限に従います。)を管理会社へ取次ぎます。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド受益証券の申込み又は買戻しを販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入れ又は投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う金融商品取引業者又は取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、S M B C 日興証券をファンドに関して管理会社の代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また運用報告書その他の書類を日本証券業協会及び販売取扱会社に提出又は送付する等の業務を行う協会員をいいます。

（後略）

< 訂正後 >

(1) 申込証拠金はありません。

(2) 引受等の概要

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(管理会社)は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド（総販売会社）との間に、ファンド受益証券の販売及び買戻しに関する2001年7月31日付契約を締結しています。販売会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間に、日本におけるファンド受益証券の販売及び買戻しに関する契約を締結し、各クラス受益証券の募集を行います。

販売会社は、販売会社又は販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド受益証券申込み及び買戻請求(信託証書上の制限に従います。)を管理会社へ取次ぎます。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド受益証券の申込み又は買戻しを販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入れ又は投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う金融商品取引業者又は取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、S M B C 日興証券株式会社をファンドに関して管理会社の代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また運用報告書その他の書類を日本証券業協会及び販売取扱会社に提出又は送付する等の業務を行う協会員をいいます。

（後略）

第二部 【ファンド情報】

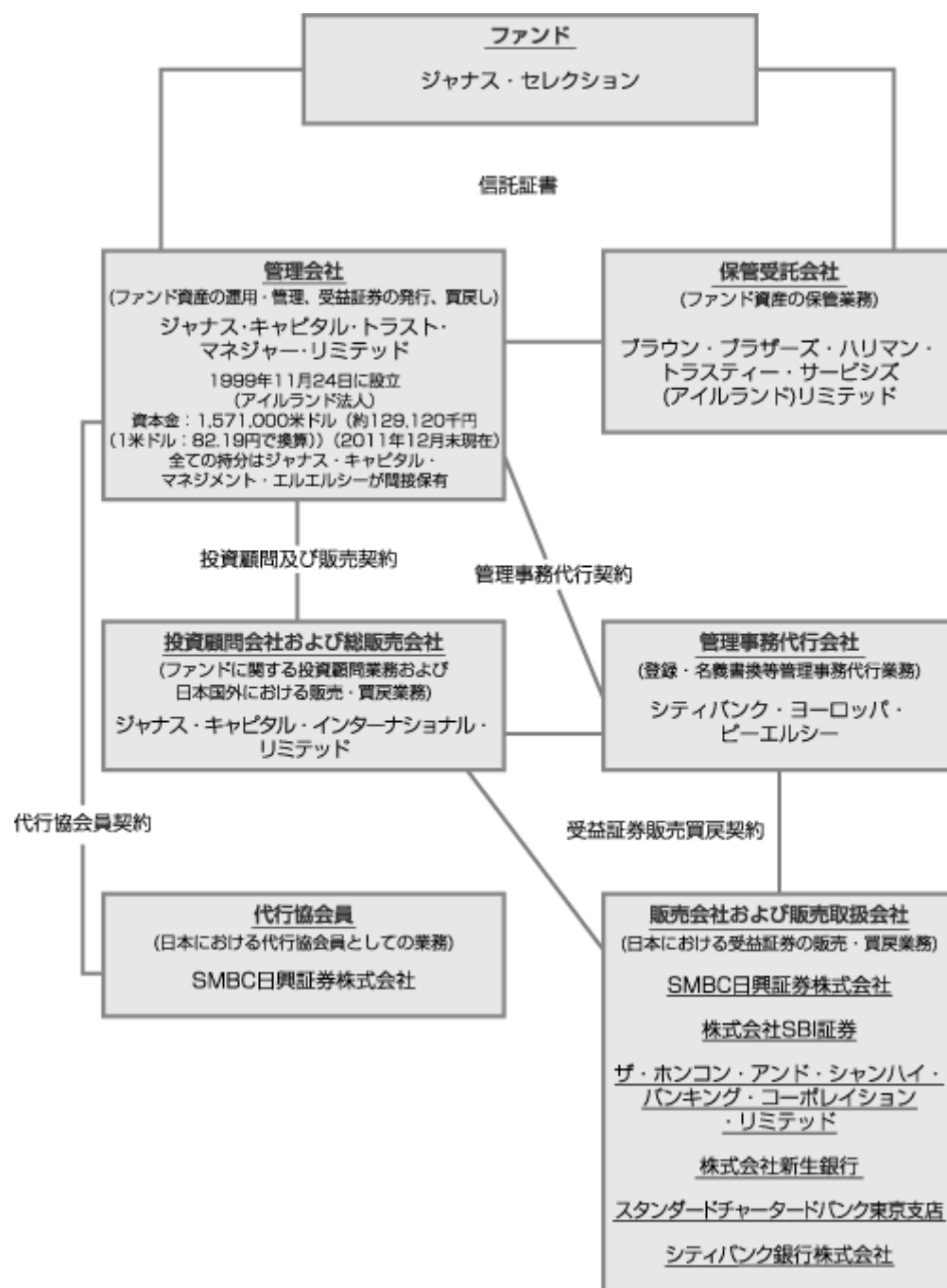
第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

ファンドの仕組み



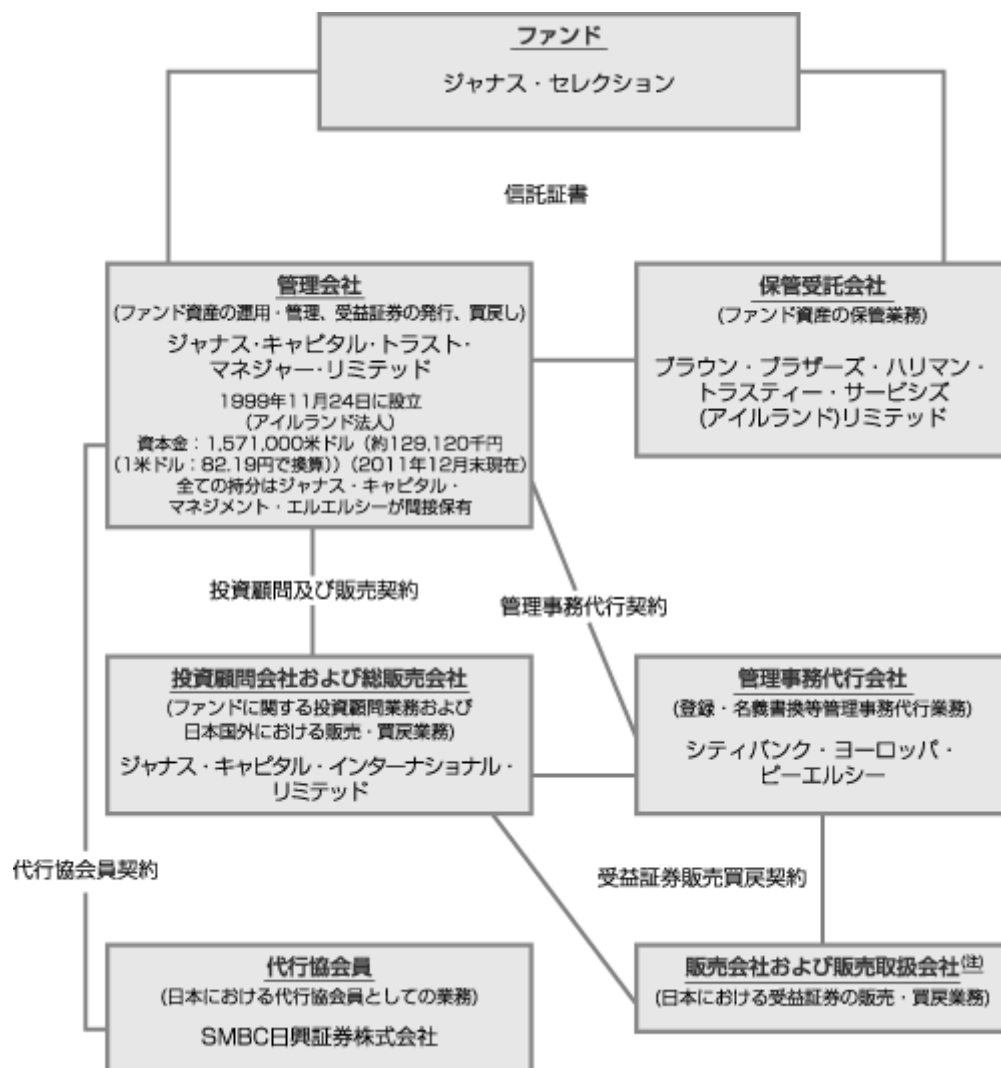
管理会社と関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド (Janus Capital Trust Manager Limited)	管理会社	2001年7月31日付で保管受託会社との間で締結された信託証書及びその補足信託証書（以下総称して「信託証書」といいます。）は、当ファンドの受益者の権利、受益証券の発行及び買戻し並びに終了について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ (アイルランド)リミテッド (Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited)	保管受託会社	保管受託会社の主な業務は集合投資スキームの資産の保管・管理です。信託証書(注1)は、ファンド資産の保管業務についても規定しています。
ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Janus Capital International Limited)	投資顧問会社 総販売会社	管理会社に対する、当ファンドの各サブファンドに関する投資助言業務、及び当サブファンド受益証券の日本国外における販売業務を行います。 イングランド及びウェールズにおいて設立された会社であり、英国金融サービス機構（「FSA」）により規制されます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドはジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが間接的に所有する100%子会社です。2001年7月31日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約及び販売代行契約(注2)は、ファンドに関する投資顧問業務及び日々の投資運用業務、日本国外における販売・買戻業務について規定しています。
シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー (Citibank Europe plc)	管理事務代行会社	ファンド管理、会計、受益者登録、注文処理、名義書換代理人及び当ファンドに関連するサービスを提供する管理事務代行会社です。 2012年9月26日付で管理会社及びジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間で締結された修正・再規定管理事務代行契約(注3)が、登録・名義書換等管理事務代行協会員業務について規定しています。
S M B C 日興証券株式会社	販売会社 代行協会員	日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務及び代行協会員業務を行います。2001年10月12日付及び2006年11月30日付で管理会社との間で締結され、平成20年5月3日付のシティバンク証券株式会社との合併及び平成21年10月1日付の会社分割（吸収分割）の効果によりS M B C 日興証券株式会社にその契約上の地位が移転した代行協会員契約(注4)は、代行業務について規定しています。（注5）
株式会社SBI証券 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・ バンキング・コーポレイション・リミ テッド (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 株式会社新生銀行 スタンダードチャータードバンク東京 支店	販売会社	日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務を行います。（注5）
シティバンク銀行株式会社	販売取扱会社	日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務を行います。（注5）

（後略）

< 訂正後 >

ファンドの仕組み



(注) 販売会社又は販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合又は受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。

管理会社と関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド (Janus Capital Trust Manager Limited)	管理会社	2001年7月31日付で保管受託会社との間で締結された信託証書及びその補足信託証書（以下総称して「信託証書」といいます。）は、当ファンドの受益者の権利、受益証券の発行及び買戻し並びに終了について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ (アイルランド)リミテッド (Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited)	保管受託会社	保管受託会社の主な業務は集合投資スキームの資産の保管・管理です。信託証書(注1)は、ファンド資産の保管業務についても規定しています。
ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Janus Capital International Limited)	投資顧問会社 総販売会社	管理会社に対する、当ファンドの各サブファンドに関する投資助言業務、及び当サブファンド受益証券の日本国外における販売業務を行います。 イングランド及びウェールズにおいて設立された会社であり、英国金融サービス機構（「FSA」）により規制されます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドはジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが間接的に所有する100%子会社です。2001年7月31日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約及び販売代行契約(注2)は、ファンドに関する投資顧問業務及び日々の投資運用業務、日本国外における販売・買戻業務について規定しています。
シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー (Citibank Europe plc)	管理事務代行会社	ファンド管理、会計、受益者登録、注文処理、名義書換代理人及び当ファンドに関連するサービスを提供する管理事務代行会社です。 2012年9月26日付で管理会社及びジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間で締結された修正・再規定管理事務代行契約(注3)が、登録・名義書換等管理事務代行協会員業務について規定しています。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員	日本における、当ファンドの代行協会員業務を行います。2001年10月12日付及び2006年11月30日付で管理会社との間で締結され、平成20年5月3日付のシティバンク証券株式会社との合併及び平成21年10月1日付の会社分割（吸収分割）の効果によりS M B C 日興証券株式会社にその契約上の地位が移転した代行協会員契約(注4)は、代行業務について規定しています。（注5）
「第一部 (8) 申込取扱場所」参照	販売会社 販売取扱会社	日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務を行います。（注5）

（後略）

4 【手数料等及び税金】

(2) 【買戻し手数料】

<訂正前>

（前略）

() クラス B 受益証券

クラス B 受益証券は、購入後 4 年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後 5 年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。

（中略）

(注 7) 販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラス B 受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。

(注 8) 販売取扱会社を通じてクラス B 受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、これに伴って買戻されたクラス B 受益証券の買戻金額をもって相続人が当ファンドの同一のサブファンドのクラス A 受益証券を申込みの場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、「第二部、第 2、1 申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」を参照してください。

（後略）

<訂正後>

（前略）

() クラス B 受益証券

クラス B 受益証券は、購入後 4 年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後 5 年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。

（中略）

(注 7) 販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラス B 受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。

(注 8) 販売取扱会社を通じてクラス B 受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、相続人の請求に基づきクラス B 受益証券が買戻された場合に、買戻されたクラス B 受益証券の買戻金額をもって相続人が当ファンドの同一のサブファンドのクラス A 受益証券を申込みの場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、「第二部、第 2、1 申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」を参照してください。

（後略）

(5) 【課税上の取扱い】

()日本の課税上の取扱い

<訂正前>

2012年8月31日現在において、公募外国株式投資信託とされるファンドの、日本の居住者である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。日本の投資家は、受益証券の申込みに際して、各申込みの時点で適用される有価証券税制について個別に確認してください。所得税法、法人税法並びに租税特別措置法などの税法が改正された場合には、税率あるいは税務上の取扱いが変更される場合があるので注意してください。

(中略)

- (b) 日本の個人受益者が受益証券の譲渡・買戻しを請求した場合の2012年8月31日現在における課税については、以下のような取扱いとなります。(スイッチングに伴う買戻しの場合も、下記に準じます。)

受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が、譲渡所得等の金額となり、2013年12月31日までは10%(所得税7%及び住民税3%)の税率による申告分離課税となります(なお、2014年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)の税率が適用されます。)。受益者は、特定口座(源泉徴収選択口座)における譲渡による所得について申告不要を選択することができ、その場合は源泉徴収された税額(2013年12月31日までは10%(所得税7%、住民税3%)、2014年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉徴収された税額。)のみで確定申告を行うことなく課税関係は終了します。譲渡損益については、他の株式等の譲渡所得及び(確定申告により申告分離課税を選択した場合には)上場株式等の配当所得と損益通算ができます。その際、損益通算後になお譲渡損失が生じた場合には確定申告をすることにより3年間の繰越が認められます。

(後略)

<訂正後>

2012年8月31日現在において、公募外国株式投資信託とされるファンドの、日本の居住者である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。日本の投資家は、受益証券の申込みに際して、各申込みの時点で適用される有価証券税制について個別に確認してください。所得税法、法人税法並びに租税特別措置法などの税法が改正された場合には、税率あるいは税務上の取扱いが変更される場合があるので注意してください。

（中略）

- (b) 日本の個人受益者が受益証券の譲渡・買戻しを請求した場合の2012年8月31日現在における課税については、以下のような取扱いとなります。(スイッチングに伴う買戻しの場合も、下記に準じます。)

受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が、譲渡所得等の金額となり、2013年12月31日までは10%(所得税7%、住民税3%)の税率による申告分離課税となります(なお、2014年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)の税率が適用されます。)。受益者は、特定口座(源泉徴収選択口座)における譲渡による所得について申告不要を選択することができ、その場合は源泉徴収された税額(2013年12月31日までは10%(所得税7%、住民税3%)、2014年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉徴収された税額。)のみで確定申告を行うことなく課税関係は終了します。譲渡損益については、他の株式等の譲渡所得及び(確定申告により申告分離課税を選択した場合には)上場株式等の配当所得と損益通算ができます。その際、損益通算後になお譲渡損失が生じた場合には確定申告をすることにより3年間の繰越が認められます。

（後略）

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(2) 日本における申込(販売)手続等

< 訂正前 >

「第一部、7 申込期間」に記載される募集期間中の、ファンド営業日でかつ販売会社及び販売取扱会社の営業日に、同「第一部」の定めるところに従って受益証券の募集が行われます。なお、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込み（買戻し）を中止する日がある場合があります（詳しくは各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。）。販売会社又は販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該定款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。申込単位は、「第一部、6 申込単位」に記載するとおりです。

（中略）

申込代金の支払いは、当ファンドの各サブファンドの通貨によって行われます。

日本国内における申込手数料は「第一部、5 申込手数料」に記載のとおりです。販売取扱会社を通じてクラスB受益証券を購入し保有する受益者に購入後6年経過以前に相続が生じた場合、下記「2 買戻し手続等、(2) 日本における買戻し手続等」に記載のとおり、原則として、相続人から販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスB受益証券の購入後の経過年数による条件付後払申込手数料が課せられます。相続人がこの買戻し金額をもって当ファンドの同一のサブファンドのクラスA受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しません。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社及び販売取扱会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等協会の定める「外国投資信託証券の選別基準」に当ファンドが適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

（後略）

<訂正後>

「第一部、7 申込期間」に記載される募集期間中の、ファンド営業日でかつ販売会社及び販売取扱会社の営業日に、同「第一部」の定めるところに従って受益証券の募集が行われます。なお、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込み（買戻し）を中止する日がある場合があります（詳しくは各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。）。販売会社又は販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該定款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。申込単位は、「第一部、6 申込単位」に記載するとおりです。

（中略）

申込代金の支払いは、当ファンドの各サブファンドの通貨によって行われます。

日本国内における申込手数料は「第一部、5 申込手数料」に記載のとおりです。販売取扱会社を通じてクラスB受益証券を購入し保有する受益者に購入後6年経過以前に相続が生じた場合、下記「2 買戻し手続等、(2) 日本における買戻し手続等」に記載のとおり、相続人は、クラスB受益証券の譲渡もしくは買戻しまたは継続保有のいずれかを選択することができます。相続人が買戻しを選択した場合、クラスB受益証券は、販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスB受益証券の購入後の経過年数による条件付後払申込手数料が課せられます。相続人がこの買戻し金額をもって当ファンドの同一のサブファンドのクラスA受益証券を申込み場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しません。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社及び販売取扱会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等協会の定める「外国投資信託証券の選別基準」に当ファンドが適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

（後略）

2 【買戻し手続等】

(2) 日本における買戻し手続等

< 訂正前 >

日本の受益者は、いつでも販売会社又は販売取扱会社を通じて買戻しを請求することができます。買戻請求は、原則として、各ファンド営業日でかつ販売会社又は販売取扱会社の営業日において行うことができます（買戻しの請求単位については、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください）。

（中略）

短期取引手数料については、下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

クラスB受益証券の買戻しにあたっては、上記に記載のとおり、受益証券の購入後経過年数に応じた条件付後払申込手数料が課されます。販売取扱会社を通じてクラスB受益証券を購入し保有する受益者に購入後6年経過以前に相続が生じた場合、原則として、相続人から販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスB受益証券の購入後の経過年数による条件付後払手数料が課せられます（相続人がこの買戻し金額をもって同一のポートフォリオのクラスA受益証券を申込みの場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しないことについて、上記「1 申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」に記載のとおりです）。

（後略）

< 訂正後 >

日本の受益者は、いつでも販売会社又は販売取扱会社を通じて買戻しを請求することができます。買戻請求は、原則として、各ファンド営業日でかつ販売会社又は販売取扱会社の営業日において行うことができます（買戻しの請求単位については、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください）。

（中略）

短期取引手数料については、下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

クラスB受益証券の買戻しにあたっては、上記に記載のとおり、受益証券の購入後経過年数に応じた条件付後払申込手数料が課されます。販売取扱会社を通じてクラスB受益証券を購入し保有する受益者に購入後6年経過以前に相続が生じた場合、相続人は、クラスB受益証券の譲渡もしくは買戻しまたは継続保有のいずれかを選択することができます。相続人が買戻しを選択した場合、クラスB受益証券は、販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスB受益証券の購入後の経過年数による条件付後払手数料が課せられます（相続人がこの買戻し金額をもって同一のポートフォリオのクラスA受益証券を申込みの場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しないことについて、上記「1 申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」に記載のとおりです）。

（後略）

第三部 【特別情報】

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

（前略）

8 . ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド

（販売会社）

（1）資本の額

224.9億香港ドル（2010年12月31日現在）（約2,379億4,420万円）

（2）事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

9 . 株式会社新生銀行（販売会社）

（1）資本の額

4,762億円（2010年12月31日現在）

（2）事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

10 . スタンダードチャータードバンク東京支店（販売会社）

（1）資本の額

12,055,941,142米ドル（2012年3月31日現在）（約989,992百万円）

（2）事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

<訂正後>

(前略)

8. ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド

(販売会社)

(1) 資本の額

321億4,036万8,235香港ドル（2012年3月31日現在）（約3,239億7,491万円）

(2) 事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

9. 株式会社新生銀行（販売会社）

(1) 資本の額

5,122億円（2012年3月31日現在）

(2) 事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

10. スタンダードチャータードバンク東京支店（販売会社）

(1) 資本の額

12,055,941,142米ドル（2012年3月31日現在）（約989,992百万円）

(2) 事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

11. 東海東京証券株式会社（販売会社）(1) 資本の額60億円（2012年3月31日現在）(2) 事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

【別紙 3】

定義

<訂正前>

(前略)

「S M B C 日興証券」	S M B C 日興証券株式会社をいいます。
「SBI証券」	株式会社SBI証券をいいます。
「HSBCリミテッド」	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドをいいます。
「新生銀行」	株式会社新生銀行をいいます。
「スタンダードチャータード銀行」	スタンダードチャータードバンク東京支店をいいます。
「販売会社」	別途記載がない限り、S M B C 日興証券、SBI証券、HSBCリミテッド、新生銀行及びスタンダードチャータード銀行を指します。
「販売取扱会社」	シティバンク銀行株式会社を指します。
「払込期日」	各申込みの受領日から 5 取扱日以内をいいます。

(後略)

<訂正後>

（前略）

「S M B C日興証券」

S M B C日興証券株式会社をいいます。

「販売会社」

「第一部(8) 申込取扱場所」に販売会社として記載されたものをいいます。

「販売取扱会社」

「第一部(8) 申込取扱場所」に販売取扱会社として記載されたものをいいます。

「払込期日」

各申込みの受領日から5取扱日以内をいいます。

（後略）